

公立大学法人横浜市立大学 WEB サイト管理・運用規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 86 号
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日 規程第 46 号

(趣旨)

第1条 この規程は、広報を目的とする公立大学法人横浜市立大学 WEB サイトの管理及び運用のために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 公立大学法人横浜市立大学 WEB サイト

http://www.yokohama-cu.ac.jp を通じて発信するすべての情報をいう。

(2) リンク

公立大学法人横浜市立大学 WEB サイト（以下「WEB サイト」という。）のページと他の WEB サイトにあるページを結びつけ、そのページに移動することができるようすることをいう。

(責任者)

第3条 WEB サイトの円滑な管理及び運用を行うために、WEB サイト管理・運用の責任者（以下「WEB サイト責任者」という）を置き、理事長をもって当てる。

2 WEB サイト責任者は、WEB サイト管理・運用について、主管部署に委任することができる。

(主管部署)

第4条 WEB サイトに関する主管部署は、総務課とする。2 本条第1項の主管部署は、次に掲げる業務を行う。

(1) WEB サイトの管理・運用全般に関すること。

(2) WEB サイトからのリンクの許可に関すること。

(3) 第5条第1項に規定する責任部署との調整・連絡に関すること。

(4) 前三号のほか、WEB サイトの運用上必要と認めたこと

(責任部署)

第5条 WEB サイトにおいて発信する情報の項目ごとに、主管部署のもと、当該情報の作成、更新、削除等の作業を行う責任部署を設置することができる。

2 責任部署の設定は、第3条に規定する主管部署において、当該発信する情報に応じて最も適当であると認める部署を選定し、その部署の長と協議を経た後、WEB サイト責任者が決定する。

3 責任部署は本条第1項の作業を行い、当該責任範囲の情報の管理に努めなければならない。

(禁止事項)

第6条 WEB サイトは大学広報のために開設されるものであり、次の事項を含む社会通念上許されない内容の情報を掲載するなどの不正または不適切な行為を行って

はならない。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 本学及び第三者の名誉を侵害し、社会的信用を低下させる内容
- (3) 虚偽の内容
- (4) 著作権・特許権等の知的財産権を侵害する内容
- (5) 個人情報の取り扱いが不適正な内容
- (6) 大学の品位を傷つける内容
- (7) 営利を目的とする内容（ただし、WEB サイト責任者の許可を得たものは含めない）
- (8) その他、法律、条例及び本学の規程等に違反する内容
(掲載の停止等)

第7条 WEB サイト責任者は、WEB サイトにおいて、第6条の禁止事項を含め、その正常かつ健全な運用に著しく支障をきたす情報が発信されるおそれがある場合及び発信された場合には、当該ページの掲載停止又は削除、当該ページに係わるリンクの解除等の必要な措置を講ずることができる。

（外部公開用 WEB サイト等）

第8条 本規程は、次に上げる WEB サイトについても適用される。

- (1) <https://ycupr.yokohama-cu.ac.jp>
- (2) <https://ycuinfo.yokohama-cu.ac.jp>
- (3) <http://www-user.yokohama-cu.ac.jp>
- (4) <http://sci.yokohama-cu.ac.jp>
- (5) <http://info.yokohama-cu.ac.jp>

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、WEB サイトの管理及び運用に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 9 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 規程第 46 号)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。